

○広瀬 研吉（科学技術庁）

1. はじめに

核不拡散条約（NPT）は、1995年5月に開催されたNPT再検討・延長会議において無期限延長することが決定された。冷戦終結後における国際的な核不拡散・核軍縮は、無期限延長されたNPTを基盤として、非核地帯構想の進展、国際原子力機関（IAEA）の保障措置の強化等の核不拡散の展開と包括的核実験禁止条約（CTBT）や核兵器用核分裂性物質の生産禁止条約（カットオフ条約）の締結へ向けての動き等の核軍縮の展開とが相互に関係し合いながら進展しつつある。本稿では、NPTの無期限延長を中心に核不拡散と核軍縮の動向と今後の展開を検討してみたい。なお、本稿では、核兵器の水平方向の不拡散を核不拡散といい、核兵器国の中での核兵器の垂直方向の不拡散又は縮小を核軍縮ということとする。

2. NPT体制^{1), 2), 3)}

米国は、1946年に世界の全ての核物質と原子力活動を国際的に管理する機関（国際原子力管理機関）の設立案、いわゆるバルークプランを提唱したが、これは実現せず、1953年に原子力の平和利用推進と平和利用下にある原子力活動に対する保障措置の適用を目的とした国際原子力機関（IAEA）の設立を提案した。その後、議論が重ねられ、IAEA憲章は1957年に発効した。

1967年に米ソは核不拡散のためにIAEAの保障措置制度（IAEA憲章第12条）を活用する核不拡散条約案を提出した。翌1968年に国連総会は核不拡散条約推奨決議をして、核不拡散条約は署名のために解放され、同条約は1970年に発効した。なお、日本は1976年にNPTを批准した。

NPTは、全体が前文と11条からなる比較的短い条約であり、その主な条文は、第1条（核兵器国の義務）核兵器国は核兵器・核爆発装置、管理を他に譲渡しない、第2条（非核兵器国の義務）非核兵器国は核兵器・核爆発装置、管理を受領、製造・取得しない、第3条（IAEA保障措置）非核兵器国は核兵器・核爆発装置への原子力の転用防止のためIAEAの保障措置を受け入れる、第4条（原子力の平和利用）原子力の平和利用に関する締約国の権利を保証する、第6条（核軍縮）締約国は、核軍備競争停止及び核軍縮並びに軍縮に関する条約につき誠実に交渉を行う、第8条（再検討会議）条約の運用を検討するため5年毎に再検討会議を開催する、第10条（期限）条約の発効25年後に、条約を無期限延長するか追加の一定期間延長するかを決定するための会議を開催する、などである。

ここで、核兵器国については、第9条第3項に「『核兵器国』とは、1967年1月1日前に核兵器その他の核爆発装置を製造しかつ爆発させた国をいう」との定義があり、具体的には、米国（最初の原爆実験は1945年7月、以下同じ）、ソ連（1949年8月）、英国（1952年10月）、フランス（1960年2月）及び中国（1964年10月）を示している。即ち、NPTは、核兵器をこれらの5ヵ国だけにとどめ、それより外に拡散するのを防ぐことを目指した条約である。

この条約では、5ヵ国だけが核兵器を保有できる国として認められるという点に加えて、非核兵器国の義務が核兵器への転用防止のためIAEAの保障措置を受け入れる（第3条）と具体的であるのに対して、核兵器国の義務が核軍備競争停止及び核軍縮並びに軍縮に関する条約につき誠実に交渉を行う（第6条）と努力目標

としてしか示されておらず、このことが、非核兵器国側からは不平等な条約と受けとめられてきた。このため、5年毎のNPT再検討会議（第8条）等において、非核兵器国側は核兵器国側に対して、第6条の核軍縮の交渉の成果を問い質し、また、1995年のNPT再検討・延長会議においては、非核兵器国側が核兵器国の核軍縮の努力を評価するか否かがNPT延長の鍵となったのである。

3. NPT再検討・延長会議前（1990年～1995年）の動向

NPT再検討・延長会議を前にした1990年から1995年にかけての5年間は核不拡散・核軍縮の面で重要なことがいくつかあった。中国のNPT加盟（1991年）とフランスのNPT加盟（1992年）により、5ヵ国全ての核兵器国がNPTに加盟しNPTの普遍性はより高められることになった。しかし、一方では、次に示すようなNPT体制を根底から揺るがしかねないこともあったが、それらに対しては、米国等が核不拡散と核軍縮の基盤としてのNPT体制を維持し、1995年以降NPTを無期限に延長させようという目的意識をもって対応と収拾を図った。

（1）旧ソ連の核兵器問題^{4)・5)}

1991年12月にソ連が崩壊し15の国に分かれたが、そのとき、ロシア以外のカザフスタン、ベルラーシ及びウクライナにも旧ソ連の核兵器が配備されたまま残ったため、これらの核兵器をどのように取り扱うかが問題となった。1992年5月、米国、ロシア、カザフスタン、ベルラーシ及びウクライナの5ヵ国はリスボン議定書を締結し、これらの5ヵ国が第一次戦略核兵器削減条約（START-1）の当事国となること、さらにカザフスタン、ベルラーシ及びウクライナの3ヵ国は保有する核兵器をロシアに引き渡して可能な限り短期間でNPTに非核兵器国として加盟することを約束した。この結果、ベルラーシは1993年7月に、カザフスタンは1994年2月に、それぞれNPTに非核兵器国として加盟した。ウクライナについては、ロシアとの間で問題が続いていたが、米国が積極的に動き、1994年1月に米国、ロシアとウクライナの大統領が、ウクライナの核兵器を全てロシアに移動させるという三ヵ国間の共同宣言を締結し、さらに米国、イギリス及びロシアはウクライナの安全保障に関する覚書を交わした。この結果、ウクライナは1994年12月にNPTに非核兵器国として加盟した。なお、START-1についても1994年2月になって最後のウクライナが批准し、同条約は発効することとなった。ソ連が崩壊した時点で核兵器が4つの国に分散する危険性があったにもかかわらず、ロシア1国がソ連を継承して核兵器国となり、他の3ヵ国は非核兵器国としてNPTに加盟する結果となったことは、NPT体制の安定にとって大きな意義をもつことであった。

（2）北朝鮮とイラクの核兵器開発疑惑⁶⁾

北朝鮮は、NPTに加盟（1985年）し、IAEAとの間に保障措置協定を締結していた（1992年）が、IAEAによる査察の実施の過程で、北朝鮮の原子力活動に疑念が生じ、IAEAがその創設以来初めて追加情報の提供と追加施設への査察の実施を求めて特別査察を要求したところ、北朝鮮はこれを拒否し、ついに1993年3月にNPT脱退を決定する（後に留保）に至った。また、イラクもNPTに加盟（1969年）し、IAEAとの間に保障措置協定を締結していた（1972年）が、湾岸戦争後、核兵器開発に結びつく可能性のある原子力活動を行っていたとして1991年4月の国連安保理決議に基づきそれらの原子力活動を奪われることとなった。これらの北朝鮮やイラクの問題は、核拡散の危険という問題のみならず、それを防ぐ役割を有するIAEAの保障措置の有効性の問題を提起することとなった。

（3）核兵器の解体^{4)・6)・7)}

米ソ間で戦略核兵器を約三分の一削減しようとするSTART-1は、前述のようにリスボン議定書に基づき、米国、ロシア、カザフスタン、ベルラーシ及びウクライナの5ヵ国間の条約となり、1994年12月の

批准書の交換により、1991年7月の調印以来7年を経て発効することとなった。この条約に基づき核兵器を削減・解体していくことに伴い、高濃縮ウランやプルトニウムが発生してくるが、これらについては、平和利用の担保のために保障措置の適用が求められることになる。また、ロシアの核兵器の解体のためには、海外からの支援が不可欠になってきている。例えば、ロシアと日本との間では、1993年10月に核兵器廃棄の支援に係る二国間取極が署名され、また、米国とロシアとの間では、ロシアの核兵器の解体から得られた高濃縮ウランを低濃縮ウランに転換したものを米国が原子力発電のために購入することとしている⁸⁾。

4. NPT無期限延長の内容⁹⁾

NPTの第10条2項は、「この条約の効力発生後25年後に、条約が無期限に効力を有するか又は追加の一定期間延長されるかを決定するため、会議を開催する。その決定は、締約国の過半数による議決で行う」とされている。この規定に基づき、本年4月17日から5月12日にかけてニューヨークにおいてNPT再検討・延長会議が開催され、当時のNPT加盟国178カ国中175カ国が出席した。会議では、非同盟諸国等から不平等の欠点を有するままNPTを安易に無期限延長するべきではないなどの意見も出されたが、無期限延長を目指した米国の積極的な動きもあり、結局、同年5月11日の会議において、NPTを無期限に延長することが決定された。このとき、合わせて、「条約の再検討プロセスの強化」と「核不拡散及び核軍縮のための原則と目標」（以下、「原則と目標」という。）が決定された。両者ともNPTの無期限延長を決定する際の条件となったものと位置づけられる。「条約の再検討プロセスの強化」は、従来通り5年毎に開催される再検討会議のプロセスをより強化しようというものである。

「原則と目標」は、今後の核不拡散・核軍縮の方向性を示していると考えられる重要な文書であり、①普遍性、②不拡散、③核軍縮、④非核地帯、⑤安全保障、⑥保障措置及び⑦原子力の平和利用の7項目にわたっている。ここでは、これらのうち特に具体的内容が示されている③～⑥の項目の内容をみている。

(1) 核軍縮^{5)、6)}

「原則と目標」では、条約第6条の実現・効果的実施のためとして、具体的に、1996年までの包括的核実験禁止条約（CTBT）交渉完了及びその間の核実験抑制並びに核兵器用核分裂性物質の生産禁止条約（カットオフ条約）交渉の即時開始・早期締結の2点があげられている。

①CTBT交渉；核実験禁止については、1963年に部分的核実験禁止条約（PTBT）が締結されたが（ただし、中国とフランスは未加盟）、ここでは、大気圏、宇宙空間及び水中での核実験を禁止し、地下核実験は禁止の対象から外された。近年、ロシア（最後の核実験は1990年10月、以下同じ）、フランス（1995年9月の核実験より前で最後のものは1991年7月）、イギリス（1991年11月）及び米国（1992年9月）において核実験の自粛の動きが進み、それを背景としてPTBTから約30年を経た1994年1月のジュネーブの軍縮会議において地下核実験を含め全ての核実験を無期限に禁止することを目標としたCTBTの交渉が開始された。しかし、NPT無期限延長を契機としてCTBT交渉の目標が具体的にになると、CTBT交渉完了までの間の核実験抑制が求められていにもかかわらず、核兵器技術の能力の向上を目指して中国はNPT無期限延長の直後の1995年5月に、フランスは同年9月にそれぞれ核実験を実施した。

②カットオフ条約；軍用プルトニウムと高濃縮ウランの生産を禁止することを旨とした条約案であり、1993年7月に米国のクリントン大統領が提案し、1995年3月のジュネーブ軍縮会議で交渉を開始する合意が成立した。この条約の提案は、NPTを無期限に延長するか否かを定める1995年を前にして、非核兵器国に対して核兵器国の核軍縮の努力の姿勢を示す意味をもつものであった。この条約に核兵器国5カ国だけでなく、核兵器開発のポテンシャルを持っていると考えられるNPT非加盟の国々までが加盟することになれ

ば、NPTとはまた別な手段により核不拡散・核軍縮を進展させることになる」と期待される。

(2) 非核地帯¹⁰⁾

「原則と目標」では、非核地帯（特に中東等紛争地域）及び大量破壊兵器フリーゾーンは、地域の特性を考慮しつつ、優先事項として推奨されるべきこととされている。

非核地帯で現在成立しているものは、ラテン・アメリカ核兵器禁止条約（トラテロコ条約）と南太平洋非核地帯条約（ラロトンガ条約）がある。トラテロコ条約は1962年10月のキューバ危機を契機に構想が打ち出され、1967年に採択され、その後発効した。5核兵器国はその追加議定書Ⅱを批准することにより、「条約締約国に対して核兵器を使用せず、また、使用の威嚇を行わないこと」を約束するに至っており、トラテロコ条約は非核地帯の条約のモデルとされるものとなっている。その他、条約として採択されているものとしては、1995年6月にアフリカ統一機構（OAU）が採択したアフリカ非核地帯条約（ペリンダバ条約）があり¹¹⁾、構想段階のものとしては、1995年7月のASEAN外相会議で合意された東南アジア非核地帯条約構想がある。南極条約も一つの非核地帯条約の役目をもつものと考えられるが、このように非核地帯は、次第に南半球から北半球に達しようとしている状況にある。

(3) 安全保障

「原則と目標」では、消極的・積極的安全保障に関する国連安保理決議984及び核兵器国の宣言に留意することとされている。

消極的安全保障とは、NPT加盟の非核兵器国に対して核兵器国が核兵器を使用しないという約束を与えることである。また、積極的安全保障とは、核兵器による攻撃の被害国又はその威嚇を受けている非核兵器国に対して援助を提供することであり、NPT締結時に国連安保理決議255を通じて与えられた。1995年4月11日の国連安保理決議984は、①NPT加盟の非核兵器国に対して核兵器国を使用しないという保障（消極的安全保障）と②NPT加盟の非核兵器国が核兵器国の攻撃又は脅威を受けたとき、国連安保理やその常任理事国である核兵器国は、必要な援助等を与えるという保障（積極的安全保障）を約束している。

(4) 保障措置^{3)、12)}

「原則と目標」では、特定の国に関し保障措置協定違反の懸念を有する締約国は、証拠情報とともにIAEAに提示すべきこと、IAEA保障措置の実効性を高めるとの理事会の決定は支持し、実行されるべきであり、IAEAの未申告施設探知能力は強化されるべきこと、軍事目的から平和目的に転換された核分裂性物質はIAEA保障措置の下におかれるべきこと、などが示されている。

北朝鮮やイラクの核兵器開発疑惑は、IAEAの保障措置の強化を求める結果となった。1992年2月のIAEA理事会においては、IAEAが包括的保障措置協定の締結国からの核物質申告の正確性及び完全性を国際社会に保証できるようにすべきであるとして、具体的には、設計情報の早期提出を求めるとともに、当事国から提供された情報及び通常査察から得られた情報が当該協定に基づくIAEAの責務を遂行するために十分でないとしてIAEAが認める場合に行われる「特別査察」の権利を再確認する合意に達した。また、技術的な様々な面にわたり保障措置システムの効果の強化と効率の改善を1993年から2年かけて実施していこうという計画（93+2計画とよばれている）が進められている¹³⁾。

5. NPTの25年間と今後の核不拡散・核軍縮

上述のようなNPT無期限延長に係る状況を踏まえて、以下、NPTの25年間を評価しつつ、今後の核不拡散・核軍縮のあり方を考えてみたい。

(1) NPTの普遍化

非核兵器国にとってNPTに加盟することは、その原子力平和利用に対してIAEAの保障措置を受け入れる義務が生じるにもかかわらず、また、NPTの当面の有効期限は1995年までであり、それから先の延長の見通しは必ずしも明らかではなかったにもかかわらず、この25年間、NPT加盟国の数は着実に増加し、現在(1995年6月時点)179ヵ国に達している。国連加盟の国の数が184ヵ国であるのに対し、NPT加盟国の数が179ヵ国にのぼっていることをみれば、NPTがこの25年間に国際社会の普遍的な条約の一つに成長してきたということが出来る。NPT再検討・延長会議においては、様々な議論もあったが、結果的にみれば核不拡散・核軍縮の基盤として普遍化してきたNPTを無期限に延長させることは当然の帰結であったとみなすことができる。NPTが無期限延長されたことにより、NPTの普遍性は安定し、核不拡散・核軍縮の基盤としての役割をよりよく果たしていくことが期待される。

(2) 原子力の平和利用の推進

NPTの加盟国が大きく増えてきたことの背景としては、もちろんNPTのもつ核不拡散・核軍縮の基盤としての意義が広く認められてきたことがあるとともに、IAEA及びNPTに加盟した上で国際的な協力を得て、ラジオアイソトープの利用から原子力発電に至るまでの原子力の平和利用を推進しようとするところもあったということが出来る。核不拡散・核軍縮の究極的な目標は、核兵器の廃絶と原子力の平和利用の推進の二つを同時に達成することにある。核兵器を廃絶するとともに原子力の平和利用を推進するという明確な目的をもって、核不拡散・核軍縮を推進していくことが重要である。

(3) 核不拡散・核軍縮の担い手

米国は、旧ソ連の核兵器問題への対応をはじめ1995年のNPT無期限延長に向けて極めて大きな貢献をした。米国の核不拡散政策が最も明瞭に示されているのが、1993年9月27日のクリントン大統領の国連総会での演説であり、カットオフ条約の推進、米国の核実験中断、ミサイル関連技術輸出規制(MTCR)の強化等が提唱されている⁵⁾。この25年間をみれば、米国のような核兵器国だけではなく、豪州やカナダといった核物質等の原子力資機材の供給国(米国、フランス、イギリスも含まれる)も二国間原子力協定の枠組みにおいて相手国に対し核不拡散措置を求めてきた。これに対し、非核兵器国も、例えば非核地帯構想の実現化を通して核兵器国から消極的安全保障を獲得するような努力を重ねてきたが、核不拡散と核軍縮との間に接点がない状況では、核兵器国側に対する具体的な核軍縮措置の要求にもある程度限界があったと言わざるを得ない。しかし、今後は、核兵器を解体して得られた核物質が再び軍事目的に使われないように保障措置を適用していく必要があるし、また、カットオフ条約やCTBTにも確実な検証が必要であり、非核兵器国が核兵器国に対して積極的に具体的な核軍縮措置を求めていかなければならない状況になっている。特に非核兵器国であり原子力の平和利用を積極的に推進しようとする日本が今後の世界の核不拡散・核軍縮体制の構築のために果たす役割の意義は大きいといえる。

(4) IAEA保障措置の発展^{3)、14)}

現在、NPT加盟の非核兵器国に対するIAEA保障措置の強化が検討されつつあるが、今後はさらに、核兵器の解体から生じる核物質に対する保障措置、CTBTやカットオフ条約が発効するときに求められる保障措置等に対してIAEA保障措置を拡大して適用していくことも考えられる。その際、化学・生物兵器の禁止条約に基づく査察活動のような他の技術分野における規制のあり方との整合性を考慮していくことも必要になろう。このように、IAEA保障措置は、より効率的・効果的なそして核不拡散・核軍縮の両者の検証を包括するものへと発展していくことが期待される。

(5) NPTを基盤とした核不拡散・核軍縮の法的枠組みの拡大

NPTという条文数僅か11条の条約が、世界の複雑で常に流動する国際政治の力学の中で、核不拡散・核軍縮の法的手段として万能で有り得ることを期待することはできない。NPTは世界の核不拡散・核軍縮の枠組みに広くかつ確固たる土台を与える性格のものであると理解すべきであるし、前述のようにNPTの上に、CTBT、非核地帯、安全保障等が発展してきつつあることから、この25年間、その役割を担ってきたいことができる。また、その他にも、例えば、NPTが核兵器本体の不拡散を求めるものであるのに対して、核兵器の輸送手段の規制については、別にミサイル関連技術輸出規制(MTCR; 1987年成立、現在23ヵ国が加盟)という制度ができ、また、非核兵器国に対する核燃料物質のみならず機器も含めた原子力輸出を規制するガイドライン(ロンドン・ガイドラインと呼ばれるもので、1977年9月に合意され、1978年1月に公表)という制度が作られてきたのである。NPTの核軍縮に向けた誠実な交渉を求める第6条の存在だけがこのような核不拡散・核軍縮の発展をもたらしたのではなく、NPTに欠落している点も含めてNPTの存在全体が現在までの核不拡散・核軍縮の発展をもたらしたということができよう。

核不拡散や核軍縮の実効性は、各国の政治的な姿勢や状況に依存するところが大きく、法的な枠組みの進展だけで判断できるものではない。しかし、将来の核不拡散や核軍縮の発展を図っていく最も実的な手法は現在の法的な枠組みを根拠又は踏み台にして、その上に次の段階の法的な枠組みを築きあげていくことである。国際社会における政治的な約束や提言された構想を一つ一つ確実に法制度化していくことが重要であり、一步法制度化が進めば、さらにその先に次の一步に向かった法制度化への挑戦をしていくことが可能となる。核不拡散・核軍縮の法的な枠組みの成長が、世界全体を真の意味での「法治世界」へと進めていく契機となり、見本となり、基礎となるのではないかと期待するものである。世界大戦の時代も終わり、米ソ冷戦の時代も終わり、世界は、たとえそれが困難な道程であっても、国際法を基礎に平和と安定と協調と発展を図っていくことを目指せる時代に入っていると確信して前進したい。

(なお、本稿は筆者の個人的見解に基づくものであることを申し添えます。)

[参考文献]

1. 科学技術庁監修：「核不拡散ハンドブック(昭和63年版)」
2. 科学技術庁監修：「核物質管理ハンドブック(1995年版)」、核物質管理センター
3. 今井隆吉：「IAEA査察と核拡散」、日刊工業新聞社(1994)
4. 今井隆吉、佐藤誠三郎編著：「核兵器解体」電力新報社(1993)
5. 今井隆吉、田久保忠衛、平松茂雄編：「ポスト冷戦と核」勁草書房(1995年)
6. 総合研究開発機構：「原子燃料を取り巻く課題に関する総合的研究」(NIRA研究報告書No. 940056)(1995)
7. 原子力委員会：「原子力白書(平成6年版)」
8. 1995年7月20日原子力産業新聞：ウラン購入で実施協定書—米・ロシア
9. 内山美一：NPT再検討・延長会議とNPTの無期限延長、核物質管理センターニュース、Vol. 24No. 7(1995)
10. 黒沢満：「軍縮国際法の新しい視座」有信堂(1986)
11. 1995年7月7日朝日新聞：アフリカの非核化条約—OAU、修正し採択
12. 菊池昌廣、磯草子：IAEA保障措置の強化、核物質管理センターニュース、Vol. 22No. 6(1993)
13. 菊池昌廣：保障措置システムの効果の強化と効率の改善に関する計画(93+2計画について)、核物質管理センターニュース、Vol. 23No. 4(1994)
14. Jan Priest: IAEA safeguards and the NPT; Examining interconnectivity, IAEA BULLETIN, 1/1995